

－実施計画書－

策定年度 (策定年月日)	令和4年度 (令和4年8月3日)
変更年度 (変更年月日)	令和5年度 (令和5年10月18日)
計画期間	令和4年7月 ～令和10年3月)

(表 紙)

鳥取県米子市
農村地域への産業の導入に関する実施計画書（春日地区）
令和4年7月

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第5条に基づき産業の導入に関する実施計画を定める。

この実施計画の計画期間は、令和4年7月から6か年間とし、令和9年度までに産業の導入の目標を達成する。

目次

<前文>	1
1 計画の位置付け	1
2 米子市の概要	1
3 人口の動向	1
4 農業及び工業の概要	1
第1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区の名称	2
2 産業導入地区の所在等	2
3 地域開発、土地利用計画諸法との関係	3
4 産業導入地区の区域の設定の考え方	4
第2 導入すべき産業の業種及び規模	6
1 導入すべき業種	6
2 導入すべき業種選定の考え方	6
3 導入すべき産業の規模	6
第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	7
第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	8
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	8
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	8
3 農地の集積・集約化の推進、担い手の育成及び農業経営の法人化の方向	9
第5 産業の導入に伴う施設用地の農用地等との利用の調整に関する事項	10
1 農用地区域外での開発を優先すること	10
2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること	10
3 面積規模が最小限であること	11
4 面的整備を実施した地域を含めないこと	11
5 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること	11
第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	12
1 施設用地の整備	12
2 道路、緑地等の施設整備	12
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	13
1 労働力の需給の調整	13
2 農業従事者の導入される産業への就業の円滑化	13
第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な 農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	14
第9 その他必要な事項	15
1 企業の撤退時のルールについて	15
2 実施計画のフォローアップについて	15
3 産業等の導入に伴う公害の防止に関する事項	15
4 その他	15

○立地条件表（別添）

○添付図面

- 導入地区位置図（図面1-1, 1-2）
- 農用地区域図（図面2）
- 都市計画区域図（図面3）
- 農業公共投資図（図面4）
- 工場適地区域図（図面5）
- 既存企業立地状況図（図面6）

<前文>

1 計画の位置付け

本実施計画は、「米子市まちづくりビジョン」（基本構想の計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度）を踏まえ、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、産業の導入に関する実施計画を定める。

この実施計画の期間は、令和 4 年度から 6 カ年とし、令和 9 年度末までに産業の導入目標を達成する。

2 米子市の概要

本市は、鳥取県の西側、山陰のほぼ中央に位置している。東には「伯耆富士」とも呼ばれる国立公園大山、北に日本海、そして西には湖として日本で 5 番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海という、豊かな自然に囲まれている。

また、本市は、米子自動車道と山陰道の結節点に位置し、東西南北の地域外へのアクセス・利便性に優れている。その他インフラについては、JR 米子駅からは伯備線特急経由で新幹線へ接続、米子空港からは羽田空港まで 1 時間強で結ばれている。そして、隣接市境港からは釜山への国際定期線航路が開設されている。

3 人口の動向

本市の国勢調査人口は、平成 2 年以降は増加が続いていたが、平成 22 年の調査では減少に転じた。その後の平成 27 年の調査では一度増加に転じたものの、直近の令和 2 年の調査では、約 147,300 人と減少した。また、将来見通しとしては、米子市まちづくりビジョンにおいて、令和 12 年度は約 144,600 人、令和 22 年度は約 138,300 人と推計している。

4 農業及び工業の概要

① 農業

豊かな自然に囲まれた米子市には、土と水の恵みに育まれた農産物がある。今般の導入地区である春日地区での稲作をはじめ、弓ヶ浜半島の砂地では白ねぎやにんじん、南部の山沿いでは梨・柿など、地域ごとの特色を生かした農産物が生産されており、どれも全国の皆さんに自慢できる逸品である。

② 工業

実施計画の導入地区の「春日地区」の隣接である米子市流通町、二本木には、食品製造業や絶縁紙製造業等の企業が立地している。

近年、市内での企業用地が不足した状況にあり、工業団地を整備することによって、一定規模の用地の迅速な確保を必要とする企業のニーズに対応し、市内企業の増設、市外企業の誘致を促進するとともに、雇用の創出等、地域経済の活性化に向けて取り組んでいく。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備考
春日	新規 【米子市赤井手】

2 産業導入地区の所在等（新規・拡大・縮小・廃止の場合）

「春日地区」

総面積：575ha

所在地：一部、上新印、下新印、赤井手、古豊千、高島、東八幡、水浜、吉岡（一部）

【参考】

参1 産業導入地区内の各地番ごとの現況地目及び面積一覧表

地区名	市町村	所在			現況地目	面積(m ²)
		大字	字	地番		
春日地区	米子市	赤井手	明寿庵	901	田	935
		赤井手	明寿庵	902	田	861
		赤井手	明寿庵	903	田	1,316
		赤井手	明寿庵	904	田	1,186
		赤井手	明寿庵	912	田	2,891
		赤井手	明寿庵	913	田	1,751
		赤井手	明寿庵	914	田	2,041
		赤井手	明寿庵	918	田	1,674
		赤井手	明寿庵	919	田	876
		赤井手	明寿庵	920	田	1,500
		赤井手	明寿庵	921	田	1,664
		赤井手	明寿庵	922	田	916
		赤井手	明寿庵	923	田	2,288
		赤井手	明寿庵	947-1	田	214
		赤井手	明寿庵	948-1	田	2,240
		赤井手	明寿庵	949-1	田	2,435
		赤井手	明寿庵	950-1	田	578
		赤井手	明寿庵	950-2	田	2
		赤井手	明寿庵	951-1	田	1,464
		赤井手	明寿庵	952-1	田	2,387
		赤井手	明寿庵	953-1	田	2,411
		赤井手	明寿庵	954-1	田	2,427
		赤井手	上堂仏	993-1	田	125
		赤井手	上堂仏	993-2	田	574
		赤井手	上堂仏	674-3	田	1,780
		赤井手	上堂仏	992	田	6
		赤井手	上堂仏	674-12	田	2,097
		赤井手	明寿庵	910	田	2,257
		赤井手	明寿庵	911	田	2,966
		赤井手	明寿庵	958-1	田	2,204
		赤井手	明寿庵	958-2	田	200
		赤井手	明寿庵	959	田	1,967

参2 産業導入地区の地目別面積一覧表
(現況地目別)

(単位：㎡)

地区名	農地等					宅地その他					合計		
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	山林	原野	埋立地		その他	計
		普通畑	樹園地	草地									
春日地区	48,233											48,233	

3 地域開発、土地利用計画諸法との関係（新規・拡大の場合）

(1) 地域開発法等の指定

【春日産業導入地区】

1. 首都圏整備計画 (首都圏整備法)	2. 近畿圏整備計画 (近畿圏整備法)	3. 中部圏開発整備計画 (中部圏開発整備法)	4. 北海道総合開発計画 (北海道開発法)
5. 山村振興計画 (山村振興法)	⑥. 農業振興地域整備計画 (農業振興地域の整備に関する法律)	7. 過疎地域自立促進計画 (過疎地域自立促進特別措置法)	⑧. 都市計画 (<u>線引</u> ・非線引) (都市計画法)
⑨. 地域経済牽引事業の促進区域 (地域未来投資促進法)	10. 地域経済牽引事業の重点促進区域 (地域未来投資促進法)		

(2) 農業振興地域整備計画関係（新規・拡大の場合）

(用途区分別)

(単位：㎡)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
春日地区	48,233				48,233

(農業振興地域指定状況)

指定年月日 昭和45年3月

最終変更年月日 平成28年4月5日

範囲 9,266ha (米子地域)

(農用地区域)

指定年度 昭和46年度

最終変更年月日 令和4年5月17日

範囲 2,913ha

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	②	3	4	5	6	7	8

(都市計画区域指定)

指定年月日 昭和 5年 5月20日 (当初)
最終変更年月日 平成28年11月22日 (最終)

(市街化区域及び市街化調整区域)

指定年月日 昭和46年 3月30日 (当初)
最終変更年月日 平成28年11月22日 (最終)

(用途地域)

指定年月日 昭和44年 4月17日 (当初)
最終変更年月日 令和 2年 7月 8日 (最終)

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用地域	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

(4) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

4 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 当該産業導入地区の選定経緯

近年の本市の農業の現状を見ると、農業従事者の高齢化や後継者の他産業従事等に伴い、長期的に農家数が減少傾向にある中で、担い手の減少や農村地域からの人口流出が進行しており、農業経営及び農村地域は依然として厳しい状況である。よって、農村地域産業導入実施計画により、新たな雇用の創出と農工一体の産業振興を図り対策を講じることとした。

また、候補地の選定については、以下のとおり検討、整理を行った。

(2) 選定方法

①市全域を対象に以下の条件から開発可能な土地を整理した。

<法適用条件>

現状の法規制状況等を踏まえ、誘致企業等開発可能な区域を抽出する。

具体的には、原則として開発可能な土地の居住系用途地域、農用地区域、森林区域、自然公園地域などの区域を対象外とする。

<自然条件・社会条件>

自然条件や社会条件を踏まえ、企業誘致に望ましくない土地を整理する。

具体的には、住宅用地や商業用等の宅地、また、埋蔵文化財包蔵地等、開発を抑制すべき地区を整理する。

本市「次期産業用地検討会議」の検討経過（後述）にあるように、下記「選定基準」を満たす土地は農用地区域内にしか存在しない。そこで、やむを得ず農用地区域内から開発可能地を選定することとした。

②農用地区域内における候補地から、接道条件や周辺の土地利用状況等を勘案し、以下の選定基準に基づき評価を行った。その結果、最も評価の高い地区を産業導入地区に選定した。

選定にあたっては、第5の産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項のとおりに協議、調整を行った。

<選定基準>

ア インターチェンジ周辺であることなど、企業からのニーズに適した立地であること

イ 必要面積を確保できること

ウ 周辺のインフラが整備されていること

これらを全て満たした上で、可能な限り優良農地の保全に努めるとともに周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定を行った。なお、選定にあたっては以下の経過のとおりである。

・当地区北側に隣接する米子インター周辺工業用地の造成中から市役所内関係各課をメンバーとする次期産業用地検討会議により検討を開始。

・市街化区域内及び農地以外での土地確保が困難であることを確認。

- ・令和2年11月に候補地を5箇所絞る。
- ・令和3年6月に候補地を当地に決定。

本市農村部に位置する地区も同様の状況であるが、この度産業導入地区として選定した春日地区については、農業従事者の高齢化や後継者の兼業化、他産業従事等の問題が懸念されている地区であり、新規学卒者や若年層が働く場を求めて他県に流出している状況が続いている。このため、今後も農村地域に住民が住み続け、過疎化等による春日地区の地域コミュニティの崩壊を防ぐため、農地の集積・集約化等を通じた農業の担い手の確保、育成のみならず、産業用地造成による新たな雇用の創出が急務となっている。

また、立地条件については、事業者からのニーズの高い米子インターチェンジ周辺であること、北側に米子インター周辺工業用地、米子流通業務団地があることから、米子市内における産業用地造成場所として最適地であると判断した。

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。
導入する企業は周辺環境に配慮し、かつ、立地の特性を生かした業種を選定する。

1 導入すべき業種

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
春日地区	E 製造業	09 食料品製造業	091 畜産食料品製造業
			097 パン・菓子製造業
	H 運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業
		47 倉庫業	472 冷蔵倉庫業
	I 卸売業、小売業	54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業
		58 飲食料品小売業	586 菓子・パン小売業
			589 その他の飲食料品小売業
	M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂、レストラン

2 導入すべき業種選定の考え方

米子インターチェンジの隣接地であること、導入地区から国立公園大山を一望できることなど、本地区の恵まれた立地条件を活かした産業拠点の強化を図るため、導入業種は「鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画」で定められている業種のうち、本市において、①安定した就業機会の確保が図られること、②雇用構造の高度化に資すること、③公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られることを満たす業種とする。

3 導入すべき産業の規模

地区名	業種	事業所数	施設用地面積	雇用期待従業員数	経済上の規模(売上(年))
春日地区	畜産食料品製造業 パン・菓子製造業 菓子・パン小売業 その他の飲食料品小売業 食堂、レストラン	1	20,000㎡	40人	36億円
	一般貨物自動車運送業 冷蔵倉庫業	1	10,000㎡	50人	9億円
	産業機械器具卸売業	1	5,000㎡	10人	5億円
	公共用施設用地面積		13,233㎡		
計		3	48,233㎡	100人	

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和9年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。第7にて後述。

地区名	業種	農業従事者の就業の目標	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合
春日地区	畜産食料品製造業 パン・菓子製造業 菓子・パン小売業 その他の飲食料品小売業 食堂、レストラン	8人	20%
	一般貨物自動車運送業 冷蔵倉庫業	10人	20%
	産業機械器具卸売業	2人	20%
計		20人	20%

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農業従事者の高齢化に伴い、長期的に農家数が減少傾向にある中で、特に高齢農業者の離農が進むなど農業従事者の減少が予想されるが、経営規模の拡大（農地の集積・集約化）の推進、農作業の効率化（大型機械の導入やスマート農業の推進等）、担い手の育成及び農業経営の法人化を促進することにより農業振興を図る。

なお、産業の導入と相まって令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区 分	農 家 人 口	農業従事者	
			基 幹 的 農 業 従 事 者
令和3年 (現状)	4,836人	3,354人	1,718人
令和10年 (見込み)	3,222人	2,235人	1,145人

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農（以下「担い手」という。）の現状・見込み

(1) 担い手の数

区 分	認 定 農 業 者	認 定 新 規 就 農 者	集 落 営 農
令和3年 (現 状)	経営体 63	経営体 20	集落営農 0
令和10年 (見込み)	経営体 70	経営体 25	集落営農 2

(2) 担い手の経営規模（単位：経営体（集落営農）、ha、頭、羽、箱等）

目標とする営農類型 (作目・部門名)	担い手の数		経 営 規 模	
	令和3年 現 状	令和10年 見込み	令和3年 現 状	令和10年 見込み
水稲	経営体 7	経営体 7	ha 74	ha 74
野菜	49	58	106	224
麦	1	1	4	4
果樹	2	4	4	8
畜産	1	1	570,151羽	670,151羽
水稲+茶	1	1	6	6
水稲+野菜	14	15	191	198
水稲+果樹	2	2	5	5
水稲+畜産	3	3	10	10
水稲+複合	3	3	46	46

3 農地の集積・集約化の推進、担い手の育成及び農業経営の法人化の方向

(1) 担い手及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地 面積 ①	担い手及び基本構想水準達成者への農用地 の利用集積面積				担い手及び基本 構想水準達成者 への利用集積率 ①/②
		所有 面積	利用権 設定	特定農作 業受託	計 ②	
現 状	ha 2,990	ha 127	ha 482	ha 0	ha 609	% 20.3
目 標	2,650	161	1,019	40	1,220	46.0

(2) 担い手を中心とする生産組織の育成

集落営農の育成については、認定農業者などの担い手の確保が困難な集落において、集落での話し合いの中で将来の方向性を明確化し、地域の実情に応じた集落営農の設立支援や農作業の共同化を推進する。

(3) 農地の集積・集約化、担い手の育成、確保及び農業経営の法人化

農業経営の目標を立てて達成を目指す意欲ある農業者を認定農業者に誘導し、認定農業者制度の活用による農業経営基盤強化資金の利用や、農地の利用集積、農業機械補助などの支援を行い、地域の中心となる経営感覚に優れた担い手の育成を図るとともに、後継者対策を見据え法人化を促進する。

また、新たに農業を始める新規就農者には、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、鳥取県農業経営・就農支援センター、農業改良普及所などの関係機関と連携して農地の確保や研修先の紹介、技術の習得などの就農後の経営や営農の安定を図るためのフォローアップを行い、地域の将来の担い手としての定着を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

産業導入地区は、鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画第4に基づき、以下のとおり農用地等との調整を行った上で①インターチェンジ周辺であることなど企業からのニーズに適した立地であること、②必要面積を確保できること、③周辺のインフラが整備されていること等を軸に区域を設定したものである。併せて、周辺の営農活動への影響を最小限に抑えることを考慮して選定を行った。

米子市春日地区における施設用地と農用地等との利用の調整内容については、以下のとおりである。

1 農用地区域外での開発を優先すること

産業導入地区の設定に当たっては、①都市計画上の用途地域、工業適地・工業団地、②農業振興地域外、③農用地区域外、④農用地区域内の順で候補地の検討を行った。

①都市計画上の用途地域、工業適地・工業団地

本市の都市計画法による工業地域では土地利用が進んでおり、ほとんどが企業進出済みで、変形地を残すのみである。工業地域に準ずる土地についても、用途に即した土地利用が進んでおり、産業用地として土地利用が可能な用地はない。

②農業振興地域外

本市における農業振興地域外において、今回進出希望企業にニーズにあった土地の広さを確保することが困難である。

③農用地区域外

前項と同様にニーズにあった広さを確保することが困難である。

④農用地区域内

前述のとおり農用地区域外において検討を行ったが、いずれも産業用地として十分な面積が確保できないことから、やむを得ず農用地区域内において区域を設定することとした。産業用地の選定に当たっては、土地利用の状況等から敷地の規模やインフラの整備状況等に基づき適切な評価を行った。

なお、本市の企業立地に関する考えや企業ニーズ、また産業用地整備の容易性を用いて評価項目を設定した。

・「米子市まちづくりビジョン」について

本市の政策と連動させることで、開発を円滑に進めていくことが可能となる。本市の計画においては、「誘致企業の受け皿となる環境を整備するため、企業ニーズや雇用情勢、経済動向を踏まえた産業用地の確保を進めていく必要がある」と明記されている。やみくもに産業用地を整備するのではなく、やむを得ず農用地区域内ではあるが、「企業ニーズ」のある地区を選定した。

・「企業ニーズ」について

本市では、主に製造業、または製造業と密接に結びつく運送業者からの新規立地希望が多く、その中でもほとんどがインターチェンジ周辺を希望している。これは、本市内、特に米子インターチェンジ周辺が米子道と山陰道の結節点であり、山陰全域を対象とした物流の拠点として最適の立地であるが故である。また、既に米子市内に立地している企業に移転、拡大等に関する意識調査をアンケート形式で行った結果、米子インターチェンジ周辺を希望する声がほとんどであり、農用地区域内であるが、企業のニーズを鑑みるに、本産業導入地区が有力と判断される所以である。

・「産業用地整備の容易性」について

産業用地の整備を進める過程において、さまざまな法令や規制がある。また、周辺環境との調和を図るとともに産業活動の持続性を確保することも重要となる。このことについては、本計画地の北側隣接地において、令和2年に本市が整備した「米子インターチェンジ周辺工業用地」があることから、周辺のインフラ等の活用が可能であり、適地と判断するに至った。

以上のことから、産業導入地区として春日地区が適当であると判断した。

2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

前項により選定した春日地区について、基本計画第4(2)等に基づき以下の項目において検討した結果、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないと認められる。

- ①集团的まとまりをもつ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能機械による営農への支障が生じる場合

選定地区は、既に造成済みの米子インター周辺工業用地に隣接する南側の地域であり、連担する農地の東端に存在しており、高性能機械による営農への支障は生じない。また、選定地において、今後農業生産基盤整備事業の実施予定はなく、農地中間管理事業を活用した農地流動化施策の実施予定はない。

②小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる場合

①のとおり、まとまりなく開発を行っておらず、農業施策の推進の支障とはならない。このことについては5にて後述する。

③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障

選定地内の農地を利用している認定農業者等は2人あるが、選定地内の農地は経営農地のうちのごくわずかである。選定地周辺の農地を利用している認定農業者等は5人あるが、選定地内の利用希望はない。また、前記の者以外で選定地内の農地を利用しているものの経営規模は小さく、いずれも、農用地の利用集積への支障は少ない。今後も、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への支障を軽減するため、農業委員会や農地中間管理機構と協力し、希望者に代替地を斡旋することとする。

④農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる周辺の土地改良施設の機能への支障

選定地区内の用水路の付け替えが必要となるが、これについては箕蚊屋土地改良区と調整のうえ、農閑期にあわせて付け替えの工事を実施する予定としている。

3 面積規模が最小限であること

選定地区は、進出希望事業者とのヒアリング等により、立地ニーズを踏まえた区域面積を設定し、かつ期間計画内に立地することが見込まれ、必要最小限の面積である。また、早期に分譲を完了した米子インター周辺工業用地の面積と比較しても同程度の大きさであることから、適切な面積規模である。

4 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

選定地区において、実施が予定されている土地改良事業の計画はない。
また、選定地区は、ほ場整備事業（S43～S51 箕蚊屋地区）の実施地区に含まれているが、面的整備から8年を経過している。

5 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

春日地区を含め米子市は全域が農地中間管理事業の重点実施区域に位置づけられているが、当該地区に農地中間管理機構関連事業を実施した農用地及び当該事業を実施する予定のある農用地は含まれていない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地の整備

(1) 施設用地の整備に関する事項

- | | | |
|---|------------|-----------------------|
| ア | 確保すべき土地の面積 | 48,233 m ² |
| イ | 調達の方法 | 令和4年度に用地買収する |
| ウ | 造成事業主体 | 米子市 |
| エ | 造成予定年次 | 令和5年度及び6年度 |

(2) 施設用地確保にあたっての配慮事項

ア 自然環境及び生活環境の保全

企業誘致に際し、自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止や周辺農村地域の生活環境の保全に配慮する。

イ 地価の安定

用地の取得に当たっては、鑑定評価の取得及び近傍の取引事例等を参考とし、適正な地価の安定に努める。

2 道路、緑地等の施設整備

(1) 道路等

米子市が整備を行う。

(2) 排水処理施設

米子市が整備を行う。工場排水、雨水排水等については、必要に応じ関係機関と協議を行い、立地企業により適正に処理するものとする。

(3) 緑地等の施設（事業主体：米子市、整備年次：令和5年以降順次施工する。）

隣接する農地等の環境に配慮し、鳥取県米子市建築相談課の「都市計画法に基づく開発許可の手引き：令和4年4月」に基づき整備。立地企業においても、関係法令への適合と地域の景観に配慮・調和したものを設置し、自然環境の保全と地域住民及び工場従業員の生活、労働等の保全に努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

進出企業からのヒアリングから、雇用数を100名と見込んでいるが、農業従事者及びその家族等の雇用にあたっては、第3の表に示すとおりその割合の目標を設定した。近年の本市の農業の状況をみると、農業従事者の高齢化に伴い、長期的に農家数が減少していく傾向にある。特に、高齢農業者の離農が進むなど、担い手の減少が進行しており、農業経営は依然として厳しい環境にある。

第1の4(1)において述べたとおり、今回の産業導入予定地区においては、働く場を求める新規卒者や若年層の県外への流出が続く状況であることから、同地区に産業を導入することにより、他産業に従事を希望する農家世帯の労働力の受け皿となる場を確保し、稼働年齢層世代を地域に定着させ、地域の衰退を防ぐ。

併せて、進出企業に対しては、法の趣旨を鑑み、上記の農業従事者の世帯から全雇用者数の20%を雇用するという目標を達成し、さらに周辺地域も含め、農業従事者またはその家族を優先して雇用するよう指導を行う。

若年層の雇用については、公共職業安定所等関係機関の活用等によって地域内就職を促進する。また、進出企業の労働力の確保にあたっては、地元企業との雇用の調整に配慮するよう指導する。中高年齢者の雇用については、能力開発に関わる制度や職業能力開発施設等を活用して能力の再開発を行い、雇用の拡大を図るように努める。障がい者の雇用については、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会の確保、並びに、一般雇用や福祉的就労の促進に努め、障害のある人の雇用機会の拡大を目指す。

雇用にあたっては、関係行政機関、公共職業安定所、進出企業等と緊密な連携をとり、農業及び周辺の既存企業等の労働力の調整には特に配慮する。

2 農業従事者の導入される産業への就業の円滑化

市は、地域の労働市場の動向、進出企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者への提供に努める。

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるように職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入産業への指導援助に努める。

また、事業者に対する補助金については、「米子市企業立地促進補助金」等の支援措置の積極的活用を呼びかけることで、農業従事者をはじめ導入地区の住民の安定的な就業を促す。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者や障がい者の雇用・就業の機会の確保、女性の職業能力の発揮のための条件整備に努めるほか若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

本市としては、職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、企業内の職業訓練に対する助成制度を検討する。

技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

また、雇用の安定及び福祉の向上を図るため、進出企業への雇用管理の改善や求人・求職条件での指導及び援助を行っていく。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進させるために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

本市の農業生産基盤を維持し、各地域で中心的な役割を担う、経営感覚と実践力に優れた担い手の育成を図る。このため、農業施策を認定農業者などの担い手や人・農地プランの中心となる経営体に集中し、支援策を充実する。

これらの経営体が農地の集積や作物転換、新規部門への参入などに取り組む場合、各種支援策についての情報提供を行うとともに、融資制度の活用などを支援する。また、農地整備事業により大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

農業基盤整備及び農業施設の整備

予定区域については、農業基盤整備事業の事業予定はないが、皆生地区、富益地区及び淀江地区で基盤整備を行う。

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルールについて

経済状況の変化やその他やむを得ない事情により立地予定企業が立地を取りやめる、あるいは早期に撤退する場合は下記の方針により対応を行う。

(1) 早期の情報把握及び事前の防止策

産業導入前の段階から産業導入後に至るまで、定期的なヒアリングにより、撤退の恐れが見込まれる場合には、関係機関と連携し、関連情報の早期把握を図る。

(2) 事後の対応に関する方針

立地企業がやむを得ず早期撤退することとなった場合は、その跡地利用の方針等について、まずは撤退企業において検討することとし、その検討を踏まえ市と協議の上、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、その間においては当該跡地が周辺農地等に悪影響を及ぼすことが無いよう、企業の負担において適切な保全管理を行うものとする。

2 実施計画のフォローアップについて

(1) 市は産業導入地区に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況について定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努めるものとする。

(2) 定期的な確認の結果、産業導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善を図る。この場合においても当該検討結果等について、国及び県と共有するよう努める。

3 産業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

(1) 導入地区に進出する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には緑地、環境施設を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

(2) 企業が進出する際には、関係法令を遵守するよう指導をする。また、必要に応じて、市と環境協定を締結することとする。

(3) 産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、産業等導入後においても、適宜必要に応じて立ち入り調査等を行い、公害に係る法令等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

4 その他

(1) 企業誘致活動等の目標達成のための具体的な推進体制、推進方策等

優良な企業の誘致を達成するため、関係機関との連携を強化し、情報の発信・収集を積極的に行うとともに、「米子市企業立地促進補助金」等の支援措置の積極的活用を図る。

(2) 進出企業と地域社会との調整措置

進出企業の定着を図るため、市は積極的に指導・協力を行うとともに、進出企業の地域貢献活動等を通じて地域社会との相互理解を深めるための取組を促す。